学びの多様化学校設置検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　学びの多様化学校の設置に向けた準備を円滑に推進することを目的とし、学びの多様化学校設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議、検討する。

（１）設置有無、設置形態、設置場所、設置時期、校名等、設置に関すること。

（２）管理組織、職員配置、学校運営における組織体制等の計画作成に関すること。

（３）教育課程の編成に関すること。

（４）入学要件、入学許可に関すること。

（５）施設・設備の整備、管理等に係る計画の作成に関すること。

（６）広報に関すること。

（７）前各号に掲げるもののほか、学びの多様化学校の開設に必要なこと。

２　検討委員会は、前項各号に掲げる事務（以下「準備事務」という。）を行うにあたり、関係所属と連絡調整を行い、必要に応じて、会議の出席を要請する。

（組織）

第３条　検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、教育次長の職にある者をもってこれに充てる。

３　副委員長は、教育総務部長及び学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。

４　委員は、教育総務部及び学校教育部の所属の長の職にある者及び千葉市小・中学校長会に所属する者をもってこれに充てる。

（職務）

第４条　委員長は、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　委員は、その所属の所掌事務に係る事務を処理する。

（関係職員）

第５条　委員長は、関係職員等に対し、検討委員会の会議への出席その他の協力を要請することができる。

（庶務）

第６条　検討委員会の会議の庶務は、学校教育部教育支援課において処理する。

（担当者会議）

第７条　検討委員会に、準備事務を処理するため、学びの多様化学校設置関係課担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

２　担当者会議は、議長、議長代理及び担当者で組織する。

３　担当者会議の議長は教育支援課長の職にある者を、議長代理は学事課長の職にある者を、担当者は、教育総務部及び学校教育部の各所属から指名する１名をもってこれに充てる。

４　議長は、関係職員等に対し、必要に応じて担当者会議への出席その他の協力を要請することができる。

５　議長は、担当者会議の事務を掌理する。

６　議長代理は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

７　担当者は、議長及び議長代理の命を受け、事務を処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年５月１９日から施行する。

別表１　検討委員会（第３条関係）

No.	職名等	備考
1	教育次長	委員長
2	教育総務部長	副委員長
3	学校教育部長	副委員長
4	総務課長	
5	企画課長	
6	教育職員課長	
7	教育給与課長	
8	学校施設課長	
9	学事課長	
10	教育改革推進課長	
11	教育指導課長	
12	教育支援課長	
13	保健体育課長	
14	教育センター所長	
15	養護教育センター所長	
16	千葉市小・中学校長会	

別表２　担当者会議（第７条関係）

No.	課名	備考
1	教育支援課	議長　教育支援課長
2	学事課	議長代理　学事課長
3	総務課	
4	企画課	
5	教育職員課	
6	教育給与課	
7	学校施設課	
8	学事課	
9	教育改革推進課	
10	教育指導課	
11	教育支援課	
12	保健体育課	

13	教育センター	
14	養護教育センター	